（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三十条第一項第二号の人口） **第一条**　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（以下「法」という。）第三十条第一項第二号に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。	（法第三十条第一項第二号の人口） **第一条**　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（以下「法」という。）第三十条第一項第二号に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方税法施行規則附則第四条の九の二の改正規定並びに第二条及び第三条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数が官報で公示された日の前日までにあった都道府県の境界変更に対する第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新地方税法施行規則」という。）第七条の二の九及び第七条の二の十の規定の適用については、新地方税法施行規則第七条の二の九第一号中「令和二年十月一日」とあるのは、「平成二十七年十月一日」とする。

○厚生労働省令第四号

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第二十二条の規定に基づき、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十四日　　厚生労働大臣　後藤　茂之

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則（令和三年厚生労働省令第百八十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十二条第二項の厚生労働省令で定める額） **第四条**　法第十二条第二項の厚生労働省令で定める額は、法第三条第一項に規定する給付金（以下「給付金」という。）又は法第九条第一項に規定する追加給付金（以下「追加給付金」という。）から遅延損害金に相当する額を控除した額とする。 （給付金の請求） **第五条**　給付金の支給の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　請求人の氏名、生年月日、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先	（法第十二条第二項の厚生労働省令で定める額） **第四条**　法第十二条第二項の厚生労働省令で定める額は、法第三条第一項に規定する給付金又は法第九条第一項に規定する追加給付金から遅延損害金に相当する額を控除した額とする。 （新設）

二　請求人が法第三条第三項に規定する遺族（以下「遺族」という。）の場合にあっては、当該請求に係る死亡した者との関係並びに当該請求に係る死亡した者の氏名及び生年月日

三　請求に係る疾病にかかった旨の医師の診断の日又は石綿肺に係るじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第四条第二項に規定するじん肺管理区分の決定（じん肺管理区分が管理二、管理三又は管理四と決定された者に係る決定に限る。）があった日（請求に係る者が法第二条第二項に規定する石綿関連疾病により死亡したときは、その死亡した日）

四　請求に係る疾病の名称及び当該疾病により死亡した事実の有無

五　請求人（当該請求人が遺族の場合にあっては、当該請求に係る死亡した者をいう。第七号及び次項第六号において同じ。）が、じん肺法の規定に基づきじん肺管理区分が決定された者（じん肺管理区分が管理二、管理三又は管理四と決定された者に限る。）である場合にあっては、当該決定されたじん肺管理区分